

令和3年4月1日廃棄

一般（備・備総・総・務・生総・  
地総・刑総・交総・一本）第129号  
令和2年4月3日

本部各部長  
各市警察部長殿  
各所屬長

副本部長

### 新型インフルエンザ等感染症に対する措置等について（依命通達）

新型インフルエンザ又は同様に危険性のある新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）に的確に対処するための措置を以下のとおり定める。

#### 第1 目的

この通達は、新型インフルエンザ等が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようすることを目的として制定された新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第6条に基づき作成された新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府計画」という。）を踏まえ、大阪府警察が、その所掌事務につき、新型インフルエンザ等の発生段階に応じた具体的な対応を定め、治安の確保に必要な警察活動を維持しつつ、各種混乱による不測の事態にも的確かつ迅速に対処することを目的とする。

#### 第2 定義

この通達における用語の定義は次のとおり。

- (1) 発生早期 府内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
- (2) 感染期 府内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追うことができなくなった状態

#### 第3 基本方針

対策の実施に当たっては、警察各部門が相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生時における治安の確保に万全を図るとともに、自治体等の関係機関との積極的な協力により、新型インフルエンザ等対策の推進に寄与するよう努める。

大阪府警察は、後記第4から第8までに規定する措置の実施状況につき、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて、時機を逸することなく公安委員会に報告し、所要の管理に服するとともに、公安委員会を的確に補佐し、その権限に属させられた事務の迅速かつ適切な実施に努める。

併せて、許可等の行政事務を含め、継続の必要性の高い通常業務の業務継続のために必要な体制の確保に努める。

さらに、新型インフルエンザ等のパンデミックは、必ずしも予測されたように展開する

ものではなく、発生する事態も様々であると想定されるところであり、政府計画等についても隨時最新の科学的な知見を取り入れ見直すこととされていることから、今後も、情勢の変化や政府計画等の改定等に対応して、本措置についても適時適切に見直し、必要な修正を加える。

#### 第4 新型インフルエンザ等の発生に備えた措置

##### 1 体制の整備

###### (1) 対処体制の整備

新型インフルエンザ等の発生に備え、総合力を發揮して対処し得る体制を構築するとともに、緊急時の職員の招集・参集基準、連絡手段等必要な事項を定め、隨時見直しを図ること。

###### (2) 情報の収集・連絡体制の整備

###### ア 情報収集の手段及び方法

新型インフルエンザ等に関する情報を的確に収集するため、自治体等関係機関との報告・連絡体制を整備すること。その際、情報が迅速かつ正確に伝達されるようになるため、窓口担当課、担当者、夜間における連絡手段等を明確にし、連絡担当者に周知徹底すること。

###### イ 発生状況の把握と分析

新型インフルエンザ等の発生の疑いがある情報を入手した場合には、本部主管課へ報告すること。また、報告を受けた本部主管課は、情報を集約し、関係機関に速報すること。

###### (3) 業務継続に向けた措置

###### ア 優先順位の高い業務の選別

新型インフルエンザ等がまん延し、欠勤者が増加した場合であっても、治安維持機能を保持し続けるため、欠勤の状況に応じ、優先度の高い業務に職員を集中させるなどの措置が講じられるよう、あらかじめ検討すること。

###### イ 公共交通機関停止時に備えた庁舎利用

新型インフルエンザ等がまん延し、公共交通機関が停止した場合に備え、庁舎内において職員が一時的に休憩する場所を確保するための庁舎利用の規制について、あらかじめ検討すること。

###### ウ 備蓄食料の管理

新型インフルエンザ等がまん延し、食料の入手が困難となった場合に備え、備蓄食料の適切な管理を図ること。

###### エ 契約業者による食事の提供の停止時における被留置者の食事の確保

新型インフルエンザ等がまん延し、被留置者の食事について契約業者からの入手が困難となった場合に備え、被留置者の食事の入手手段の整備を図ること。

###### (4) 装備資器材に関する措置

###### ア 装備資器材の円滑な運用に向けた措置

新型インフルエンザ等対策に資すると認められる装備資器材が円滑に運用されるよう、装備資器材の性能、使用方法について、職員に対する指導・教養を推進すること。

###### イ 装備資器材の整備等

職員への感染対策等を的確に実施するため、新型インフルエンザ等の府内発生時に装備資器材を迅速に活用できるよう、所属ごとに、その配備状況を把握するなど適正管理を図るとともに、必要な装備資器材の整備に努めること。

(5) 情報通信の確保

ア 通信に関する措置

府内で新型インフルエンザ等が発生した場合の通信の確保のため、大阪府情報通信部と連携した対処体制を整備すること。

イ 情報管理に関する措置

新型インフルエンザ等が府内でまん延した場合においても各種情報管理システムを適切に運用するため、担当職員の不在に備えた定型的な業務の手順書の作成、各種情報管理システムの操作方法の教養等を推進すること。

また、各種情報管理システムのうち、障害からの復旧に事業者等との協働が必要なものについては、新型インフルエンザ等がまん延した場合においても早期に障害から復旧できるよう、関係事業者等との連絡体制を整備するとともに、関係事業者等と連携した障害の対処体制の確保に努めること。

(6) 教養・訓練の実施

感染対策を始めとした新型インフルエンザ等に関する各種対処要領について、職員に対する教養を実施し、周知徹底を図るとともに、新型インフルエンザ等の発生を想定した情報伝達訓練、招集・参集訓練及び通信訓練を実施し、自治体等が主催する各種訓練に積極的に参画することにより、新型インフルエンザ等の発生時における対処能力の向上に努めること。

また、訓練等を通じて課題が判明した場合は、対処要領の必要な修正を行うこと。

(7) 特定接種に向けた準備

特定接種が円滑に実施されるよう、接種場所及び接種順位をあらかじめ検討すること。

## 2 感染対策の準備

(1) 職員等の感染対策

ア 職員及びその家族に対する感染対策

新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からマスク、手袋及びゴーグル等の感染対策資器材の整備に努めること。また、手洗い、うがい、マスク着用及び検温等の感染対策のための基本的措置について、資料を配布するなどにより、職員及びその家族に周知すること。

イ 職員に対する抗インフルエンザウイルス薬の投与手順の確立

職員が感染者等と濃厚接触した場合及び感染者等と濃厚接触する可能性の高い業務に当たる場合において、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与が適切に実施されるよう、平素から、医療機関及び地方公共団体の衛生主管部局との連携強化及び予防投与等に関する情報収集に努めること。

ウ 職員発症時の対応要領の確立

あらかじめ、職員及びその家族が新型インフルエンザ等に感染した場合又は感染した疑いがある場合の報告・連絡体制を定めること。

また、職員の新型インフルエンザ等の感染が確認された場合を想定し、平素から、

勤務場所等の清掃及び消毒の方法並びに当該職員と接触した職員への対応要領を定めること。

(2) 留置施設における感染対策等

新型インフルエンザ等の発生時において、被留置者が感染者等となった場合の当該被留置者の診療及び隔離、勾留執行停止の要請等の措置、職員及び他の被留置者の健康診断並びに感染対策の対応方策について定めること。

また、被留置者が感染者等となった場合に診療を要請する医療機関及び感染者となった被留置者の入院を要請する医療機関並びに入院させるまでの間に隔離する場所を総務部留置管理課と調整のうえ、あらかじめ選定すること。

(3) 庁舎管理手順の確立

あらかじめ、新型インフルエンザ等の庁舎内での感染対策に必要な庁舎管理の手順を定めること。

3 水際対策等に備えた管理者対策

(1) 水際対策に備えた管理者対策

ア 国際海空港における管理者対策

国際海空港における水際対策に伴う警戒活動の実施に備え、平素から国際海空港管理者等との連携を確認・強化すること。

また、新型インフルエンザ等の国外発生時に発生国から多数の者が入国することによる混乱や不測の事態の発生を防止するため、平素から、国際海空港管理者等に対し、自主警備の強化、事故防止に必要な施設内の整理等に関する要請を行うなど、管理者対策を実施すること。

イ 検疫所等における管理者対策

検疫所等及びその周辺における警戒活動の実施に備え、平素から検疫所等の管理者との連携を確認・強化すること。

また、新型インフルエンザ等の国外発生時に発生国からの入国者に対する検疫及び停留措置が実施されることに伴って検疫所等及びその周辺において混乱や不測の事態が発生することを防止するため、平素から、検疫所等の管理者に対し、自主警備の強化、事故防止に必要な施設内の整理等に関する要請を行うなど、管理者対策を実施すること。

(2) 医療活動に備えた管理者対策

医療機関等における警戒活動の実施に備え、平素から医療機関等の経営者、施設管理者、その他の関係者（以下「医療機関管理者等」という。）との連携を確認・強化すること。

また、新型インフルエンザ等の発生時に医療機関等において混乱や不測の事態が発生することを防止するため、平素から、医療機関管理者等に対し、自主警備の強化、事故防止に必要な施設内の整理等に関する要請を行うなど、管理者対策を実施すること。

4 感染者の密入国に対する警戒活動に備えた管理者対策

新型インフルエンザ等に感染している者の密入国に対する警戒活動の実施に備え、平素から国際海空港管理者等や検疫所の管理者等との連携を確認・強化すること。

5 多数死体取扱いに備えた措置

(1) 多数死体取扱いに備えた医師及び死体取扱場所の確保に必要な措置

新型インフルエンザ等の発生時において、多数の死体を取り扱わなければならぬ場合に備え、医師会、地方公共団体等と緊密な連携を図り、検視又は死体の調査への立会いに当たる医師及び死体取扱場所を確保すること。

(2) 多数死体取扱手順の確立

新型インフルエンザ等の発生時において、多数の死体を取り扱わなければならぬ場合に備え、多数死体取扱訓練を実施するなど多数死体取扱手順を確立すること。

## 第5 新型インフルエンザ等の国外発生期における措置

### 1 体制

(1) 体制の確立

新型インフルエンザ等が国外で発生した場合には、自治体等関係機関との連携を図り、事態を的確に把握して新型インフルエンザ等対策及び治安の維持を確保するため、新型インフルエンザ等のまん延状況、国際海空港・沿岸等の管内状況を勘案し、事態の進展に応じた体制を確立すること。

(2) 情報の収集・連絡体制の確立

自治体等から新型インフルエンザ等に関する情報を収集・集約し、本部主管課へ速報すること。

(3) 装備資器材の活用

装備資器材を有効活用した各種警戒活動の実施、感染対策資器材の確実な着装の徹底等による感染対策を図り、治安維持機能の保持を図ること。

また、感染対策資器材等が適切に活用されるよう、その配備状況を把握し、必要な地域に当該資器材の柔軟な配備を行うとともに、必要に応じてその補充を図ること。

(4) 情報通信の確保

ア 通信の確保

大阪府情報通信部と連携して通信の確保に努めること。

イ 情報管理機能の確保

各種情報管理システムを適切に運用するための体制を確保すること。

(5) 特定接種の実施

特定接種を行うことが決まった場合は、速やかに接種体制を構築し、特定接種を実施すること。

### 2 感染対策

(1) 職員等の感染対策

ア 職員及びその家族に対する感染対策の周知

職員及びその家族に対し、手洗い、うがい、マスク着用及び検温等の感染対策のための基本的措置について周知し、府内発生時に備えること。

イ 発生地域への海外渡航の中止

やむを得ない場合を除き、発生国又は地域への、公務での職員の渡航を延期又は中止し、また、公務以外の目的での渡航を延期又は中止するよう、職員に対し、要請すること。

(2) 留置施設における感染対策

国外における新型インフルエンザ等の発生状況に応じて、職員に対し、感染対策を

周知すること。

また、職員及び被留置者に対し、新型インフルエンザ等について啓発するとともに、手洗い及びうがいの習慣を身に付けるよう指導すること。

さらに、留置開始時の健康状態についての事情聴取において、被留置者の海外渡航歴等の詳細な内容を聴き取るとともに、検査部門から感染を疑わせる事情の有無に係る情報を入手すること。感染が疑われる場合には、健康診断を受けさせるなど当該被留置者の健康状態の早期把握に努めること。

### (3) その他

#### ア 庁舎管理の手順の周知徹底

新型インフルエンザ等の庁内での感染対策に必要な庁舎管理の手順について、庁舎管理責任者への周知徹底を図ること。

#### イ 感染対策に関する関係機関・団体との情報共有

関係機関・団体との間において、警察で行っている新型インフルエンザ等の感染対策に関する情報を共有し、新型インフルエンザ等の国内発生時に備えた対策の周知徹底を図ること。

## 3 水際対策の支援

### (1) 国際海空港における警戒活動等

#### ア 国際海空港における警戒活動

##### (ア) 関係機関からの支援要請等に伴う警戒活動の実施

国際海空港において、発生国から外国人や在外邦人の多数が入国することに伴う混乱による不測の事態の発生を防止し、水際対策が円滑に行われるよう、国際海空港管理者等に対し、自主警備の強化、事故防止に必要な施設内の整理等に関する要請を行うなど、管理者対策を徹底すること。

また、関係機関等から支援要請がある場合のほか、必要があると認められる場合には、水際対策の円滑な実施を確保するため、対策本部等及び自治体を始めとした関係機関と連携を図りつつ、感染対策を徹底した上で、警戒活動を行うこと。

##### (イ) 機動隊の運用

大規模な混乱により不測の事態が発生するなど、国際海空港における警戒活動に当たり機動隊を集中運用する必要があると認められる場合には、感染対策を徹底した上で行うこと。

##### イ 国際海空港の周辺における交通規制

国際海空港の周辺における交通規制を行う必要があると認められるときは、感染対策を徹底した上で、円滑な交通規制を実施すること。

### (2) 検疫所等における警戒活動等

#### ア 検疫所等における警戒活動等

##### (ア) 関係機関からの支援要請等に伴う警戒活動等の実施

国際海空港において、発生国からの入国者に対する検疫及び停留措置が実施されることに伴う混乱による不測の事態の発生を防止し、検疫及び停留措置が円滑に行われるよう、検疫所等の管理者に対し、自主警備の強化、事故防止に必要な施設内の整理等に関する要請を行うなど、管理者対策を徹底すること。

また、検疫所等関係機関から支援要請がある場合のほか、必要があると認めら

れる場合には、検疫等の円滑な実施を確保するため、対策本部等及び自治体等関係機関と報告、連絡調整及び連携を図りつつ、感染対策を徹底した上で、必要に応じた警戒活動を行うこと。

(1) 機動隊の運用

大規模な混乱により不測の事態が発生するなど、検疫所等及びその周辺における警戒活動を行うに当たり機動隊を集中運用する必要があると認められる場合には、感染対策を徹底した上で行うこと。

イ 検疫所等の周辺における交通規制

検疫所等の周辺における交通規制を行う必要があると認められるときは、感染対策を徹底した上で、円滑な交通規制を実施すること。

(3) 感染者の密入国に対する警戒活動

ア 沿岸警備の強化

船舶を利用した感染者の密入国を防止するため、関係機関との連携を強化し、感染対策を徹底した上で、不審船や密入国者の取締りに当たるとともに、沿岸部におけるパトロール、検問等の警戒活動を強化すること。

イ 関係機関との情報の共有化

密入国事件を取り扱った際に把握した感染者等に関する情報を関係機関に提供するなどにより、感染者の密入国に関する情報の共有化に努めること。

ウ 密入国事件取扱時における留意事項

密入国者の取締りに当たり、密入国者の居住地、海外渡航歴、供述内容等から感染の有無を調査するほか、感染者等であることが確認された場合には、検疫所、出入国在留管理局その他の関係機関に速やかに通報し、協力してまん延防止に必要な対応を行うこと。

また、検疫を受けていない発生国又は地域からの密入国者を取り扱う際は、感染対策を徹底した上で、業務に当たること。

(4) 検疫体制の縮小に伴う措置

検疫体制が縮小される場合は、その状況に応じ各種警戒活動等を縮小すること。

#### 4 関係法令違反の取締り等

(1) 検疫所との連携体制の構築

国際海空港において検疫が強化される場合に発生が予想される、新型インフルエンザ等に感染した疑いがある者等に係る検疫所長等に対する検査拒否・妨害等事犯、停留場所又は隔離場所からの逃走事犯等に備え、検疫所等との連携体制を構築すること。

(2) 関係法令違反の取締り

国際海空港において検疫が強化される場合には、自治体等と連携して、管轄する検疫所における新型インフルエンザ等に感染した疑いがある者等に係る検疫所長等に対する検査拒否・妨害等事犯、停留場所又は隔離場所からの逃走事犯、感染の疑いのある者等と診断した際の医師の届出義務違反等の関係法令違反に関する情報の入手に努め、悪質な事犯に対する取締りを徹底すること。

#### 第6 新型インフルエンザ等の発生早期における措置

##### 1 体制

(1) 体制の確立

新型インフルエンザ等が府内で発生した場合には、自治体等関係機関との連携を図り、事態を的確に把握して新型インフルエンザ等対策及び治安の維持を確保するため、事態の進展に応じた体制を確立すること。

(2) 情報の収集・連絡

ア 発生状況の把握

新型インフルエンザ等が府内において発生し、又は発生した疑いがある場合には、自治体等関係機関から情報を収集・集約し、本部主管課へ速報すること。

イ 休日・夜間における連絡体制の確立

休日・夜間の当直員は、新型インフルエンザ等が府内で発生した場合において、当該発生に係る情報を入手したときは、緊急時の連絡手段を用いて本部主管課へ速報すること。

(3) 業務継続のための執務体制の確立

新型インフルエンザ等が府内で発生した場合には、対策本部等の決定を経て、業務継続ガイドラインを踏まえた必要な体制に移行すること。

(4) 装備資器材の活用

装備資器材を有効活用した各種警戒活動の実施、感染対策資器材の確実な着装の徹底等による感染対策を図り、治安維持機能の保持を図ること。

また、感染対策資器材等が適切に活用されるよう、新型インフルエンザ等がまん延する期間や地域に応じて当該資器材の柔軟な配備を行うとともに、必要に応じて、その補充を図ること。

(5) 情報通信の確保

ア 通信の確保

大阪府情報通信部と連携して通信の確保に努めること。

イ 情報管理機能の確保

各種情報管理システムを適切に運用するため、担当職員の不在に対応した体制を確保すること。

また、各種情報管理システムのうち、障害からの復旧に事業者等との協働が必要なものについては、適切な障害対応を行えるよう、関係事業者等と緊密に連絡をとり、障害の対処体制の確保を図ること。

## 2 感染対策

(1) 職員等の感染対策

ア 職員及びその家族に対する感染対策の周知徹底

職員及びその家族に対し、手洗い、うがい、マスク着用及び検温等の感染対策のための基本的措置の徹底について指導すること。

イ 職員に対する抗インフルエンザウイルス薬投与の実施

医療機関及び地方公共団体の衛生主管部局と相互に協力し、感染者等と濃厚接觸した場合及びその可能性の高い業務に当たる場合において、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を開始すること。

ウ 職員発症時の対応

職員及びその家族に新型インフルエンザ等の感染が疑われる場合には、医療機関の速やかな受診を勧奨するとともに、他の職員への感染のおそれが高いと認められ

る職員について、業務に就くことを禁止すること。

(2) 留置施設における感染対策

ア 留置業務担当者に対する感染対策の周知徹底

府内及び留置施設における新型インフルエンザ等の発生状況に応じて、前記第5の2の(2)に定める措置に加えて、次の措置を講じること。

(ア) 留置開始時の身体検査、所持品検査等に従事する職員には、マスク及び手袋を着用させ、当該業務終了後は、手洗い、うがい及び消毒を行わせること。

面会の受付を行う職員には、対応時にマスクを着用させ、受付時において、発熱、せき等の症状の有無、感染者等との接触の機会の有無等を面会人に確認し、症状がある面会人又は感染者等と接触の機会があった面会人にマスクの着用を求め、その着用を拒否した面会人には面会を断るなど、面会人から被留置者への感染の予防に必要な措置を講じること。

(イ) 工事業者等については、あらかじめ、症状がある者又は感染者等と接触の機会があった者の施設内への立入りの自粛を要請すること。

(ウ) 必要に応じて、運動、入浴又は集中護送の中止を検討すること。

(エ) 発生地域においては、発生状況に応じて、職員及び被留置者に対し、手洗い、うがい、消毒及びマスクの着用を行わせること。

イ 感染が疑われる場合の報告

被留置者又は職員が感染者等となった場合には、速やかに本部主管課へ報告を行うこと。

ウ 感染者等の隔離及び早期診療

被留置者が感染者等となった場合には、前記第5の2の(2)に定める措置に従い、感染者等となった被留者の診療及び隔離等の措置を講じること。

また、職員が感染者等となった場合は、当該職員に対し、医療機関の速やかな受診を指示し、感染者と診断された場合は治療に専念させるなど、職員から被留置者への感染防止に必要な措置を講じること。

エ 感染者等の庁舎内行動経路の確認及び消毒

感染者等の庁舎内における行動経路を確認し、滞在した場所や頻繁に接触したと考えられる箇所については、必要な消毒を行うこと。

オ 感染者等との接触者の検診

被留置者又は職員が感染者等となった場合には、職員及び他の被留置者に健康診断を受けさせること。また、感染者等と濃厚接触があった職員については、抗インフルエンザウイルス薬の投与を受けるよう指示すること。

3 その他

(1) 庁舎管理の実施の徹底

庁舎管理責任者に対し、新型インフルエンザ等の庁内での感染に必要な庁舎管理の手順及び感染時の対応を徹底させること。

(2) 感染対策に関する関係機関・団体との情報共有

関係機関・団体との間において、警察で行っている新型インフルエンザ等の感染対策に関する情報を共有し、感染対策の徹底を図ること。

(3) 不特定多数の集まる活動の延期又は中止

警察が主催し、又は共催する集会、催事等の不特定多数の人が集まる活動について、府内における新型インフルエンザ等の発生状況に応じて延期し、又は中止すること。

また、関係機関・団体に対して不特定多数の人が集まる活動の自粛を要請すること。

さらに、これらの措置について広報を行い、住民への周知を図ること。

#### (4) 水際対策の支援

##### ア 国際海空港における警戒活動等

###### (ア) 国際海空港における警戒活動

###### a 関係機関からの支援要請等に伴う警戒活動の実施

発生早期において、国外で新型インフルエンザ等が発生している場合には、発生国から外国人や在外邦人の多数が入国することに伴う混乱等による不測の事態の防止を図るため、国際海空港等の関係機関における自主警備及び事故防止に必要な施設内の整理状況を把握し、問題点の改善を促すなど、管理者対策を一層徹底すること。

また、発生国から在外邦人が多数帰国すること、又は国内から在留外国人が多数出国することに伴う混乱及び出国自粛勧告に伴う混乱による不測の事態の防止を図るため、関係機関から支援要請がある場合のほか、必要があると認められる場合には、十分な対処体制を確立し、かつ、感染対策を徹底した上で、警戒活動を実施すること。

###### b 機動隊の運用

水際対策に伴い大規模な混乱が発生し、又は発生するおそれがある場合には、本部主管課へ速報するとともに、関係機関との連携を強化して、感染対策を徹底した上で、速やかに機動隊を集中運用するなどにより、その沈静化を図ること。

###### (イ) 国際海空港の周辺における交通規制

国際海空港の周辺における交通規制を行う必要があると認められるときは、感染対策を徹底した上で、円滑な交通規制を実施すること。

また、交通規制を実施したときは、速やかに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図ること。

###### イ 検疫所等における警戒活動

発生早期において、検疫所等及びその周辺における警戒活動を行う場合は、前記第5の3の(2)のアに定める措置を講じること。

また、検疫体制が縮小される場合は、その状況に応じ各種警戒活動等を縮小すること。

#### 4 医療活動の支援

##### (1) 医療機関等における警戒活動

###### ア 医療機関関係者等との連携の強化

医療機関等における警戒活動の実施に備え、医療機関管理者等との連携を確認及び強化すること。

###### イ 関係機関からの支援要請等に伴う警戒活動の実施

医療機関等における混乱や不測の事態の発生を防止するため、医療機関等の自主警備及び事故防止に必要な施設内の整理状況を把握するとともに、問題点の改善を

促すなど、管理者対策を一層徹底すること。

また、医療機関等及びその周辺における混乱を防止するため、関係機関からの支援要請がある場合のほか、必要があると認められる場合には、十分な対処体制を確立し、かつ、感染対策を徹底した上で、必要に応じた警戒活動を行うこと。

#### ウ 機動隊の運用

医療機関等及びその周辺における大規模な混乱が発生し、又は発生するおそれがある場合には、対策本部等へ速報するとともに、関係機関との連携を強化して、感染対策を徹底した上で、速やかに機動隊を集中運用するなどにより、その沈静化を図ること。

#### (2) 医療機関等の周辺における交通規制

医療機関等の周辺における交通規制を行う必要があると認められる場合は、感染対策を徹底した上で、円滑な交通規制を実施すること。

また、交通規制を実施した場合は、通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、速やかに住民、運転者等に周知徹底を図ること。

#### (3) 患者搬送の支援

医療機関、自治体等関係機関から患者搬送に伴う支援要請を受けた場合は、混乱時における治安維持活動等の業務に支障のない範囲において、感染対策を徹底した上で、必要な支援を行うこと。

### 5 社会秩序の維持

#### (1) 犯罪の予防

##### ア 住民等の不安の軽減

住民等からの相談について親身に対応するとともに、必要に応じて適切な相談窓口を教示できるよう、関係機関との連携を確認し、強化するなどにより、住民等の不安の軽減に努めること。

##### イ 混乱に乘じた犯罪の予防に関する取組

新型インフルエンザ等の国内発生時における混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、これらの犯罪情報の集約に努めるとともに、テレビ、ラジオ、インターネット等各種媒体を活用した広報啓発活動を推進すること。

#### (2) 各種犯罪の捜査

##### ア 関係法令違反の取締り

国際海空港の検疫所における感染者等に係る検疫所長等に対する検査拒否・妨害等事犯、停留場所又は隔離場所からの逃走事犯、感染者等と診断した際の医師の届出義務違反等の関係法令違反に関する情報入手に努め、悪質な事犯に対する取締りを徹底すること。

##### イ 混乱に乘じた犯罪の取締り

新型インフルエンザ等に対する効能効果をうたった医薬品の無許可販売事犯に係る薬事関係事犯、訪問販売等に係る特定商取引事犯その他の生活経済関係法令違反等の新型インフルエンザ等の国内発生時における混乱に乗じた犯罪に関する情報入手に努め、地域住民の不安をあおり、混乱を助長するなど悪質な事犯に対する取締りを徹底すること。

#### (3) 混乱時における措置

新型インフルエンザ等が国内でまん延するほか、まん延防止のために講じられる各種対策への不満等に起因する社会的混乱が発生し、又は発生するおそれがある場合には、本部主管課への報告連絡及び自治体等との連携を強化し、組織の総合力を発揮して混乱の沈静化を図るなど、治安の維持確保を強力に推進していくこと。

## 6 緊急事態措置に対する支援等

### (1) 感染を防止するための協力要請等に対する支援

使用制限等を要請した場合に伴う混乱等による不測の事態の防止を図るために、当該施設の管理者等に対して、自主警備及び問題点の改善点を促すなど、管理者対策を徹底し、状況に応じた警戒活動等を実施すること。

### (2) 住民接種に対する支援

住民接種が行われる際、接種会場及びその周辺における混乱等による不測の事態の防止を図るために、市町村と連携を図り、十分な対処体制を確立し、かつ、感染対策を徹底した上で、警戒活動等を実施すること。

### (3) 臨時医療施設に対する警戒

臨時医療施設に対して、前記4に定める措置を講じること。

### (4) 緊急物資の運送に対する支援

緊急物資の運送等に対して支援要請があった場合は、これに的確に対応すること。

### (5) 新型インフルエンザ等の患者等の権利利益の保全等に関する業務

特措法により準用される権利利益特措法に基づく措置に係る事務処理に的確に対応すること。

## 7 重点的感染拡大防止策の支援

### (1) 重点的感染拡大防止策の実施に伴う実態把握

重点的感染拡大防止策の実施が決定された場合は、自治体等関係機関と連携し、対象地域の現状を把握すること。

### (2) 対象地域における警戒活動

重点的感染拡大防止策の実施が決定された場合は、知事による外出自粛の要請及び抗インフルエンザウイルス薬や救援物資の配布に伴う混乱による不測の事態の防止のため、十分な対処体制を確立し、警戒活動を実施すること。

## 第7 新型インフルエンザ等の感染期における措置

### 1 体制

前記第6の1に定める措置を講じること。

### 2 感染対策

前記第6の2に定める措置を講じること。

### 3 水際対策の支援

感染期においても、水際対策の支援を行う必要がある場合は、前記第5の3に定める措置を講じること。

### 4 医療活動の支援

前記第6の4に定める措置を講じること。

### 5 多数死体取扱いに当たっての措置

#### (1) 多数死体取扱いに当たっての医師及び関係機関等との連携

感染対策を徹底した上で、多数死体の取扱いに当たって、医師及び関係機関等との

緊密な連携を図ること。

(2) 多数死体の調査の実施

多数死体取扱手順に基づき死体の調査を実施すること。

6 社会秩序の維持

前記第6の5に定める措置を講じること。

7 緊急事態措置に対する支援等

前記第6の6に定める措置を講じること。

第8 小康期における措置

新型インフルエンザ等の国内における患者の発生が減少するなど小康状態になった場合は、引き続き職員及び被留置者の感染対策の徹底及び社会秩序の維持に努めるとともに、各地域における感染の状況に応じて、順次職員を通常業務に復帰させること。

また、再度の府内発生に備え、発生早期から感染期までにおける対応の検討を行い、必要な改善を図った上で、前記第4に定める措置を講じること。

以 上

